

8 / 26 (月) の行事

報道発表資料の配付日時 8月19日 (月) 15時00分

発表項目 (行事名)	北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会 (第44回) の開催		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	次のとおり、会議を開催しますのでお知らせします。		
	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 日時 令和元年 (2019年) 8月26日 (月) 14:30 ~ 16:30</p> <p>2 場所 PCB処理情報センター (室蘭市御崎町1丁目9番地8)</p> <p>3 内容 (1) 北海道事業の進捗状況等について (2) 環境モニタリングの概要と結果について (3) 北海道における掘り起こし調査の進捗状況について (4) (募集案件による意見交換) (5) 広域協議会の今後の運営について (6) その他</p> <p>4 構成員 北海道及び1都18県の課長職並びに室蘭市の部長職で構成 ※ 道からは 遠藤 環境保全担当課長が出席予定</p> <p>5 傍聴 会議は公開で行います。</p> <p>【資料】 北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会設置要綱</p>		
参考	会議資料は当日会場で配布します。		
報道 (取材) に当たって のお願い			
他のクラブ との関係	同時配付	同日同時刻、室蘭市役所で情報提供	
担当 (連絡先)	環境生活部環境局循環型社会推進課環境保全グループ (担当者: 久保) TEL 011-204-5192 (ダイヤル)、内線24-325		

北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会設置要綱

1 設置の目的

室蘭市における北海道並びに東北地域、北関東地域、甲信越地域及び北陸地域並びに南関東地域の1都18県のPCB廃棄物処理事業に関して、安全の確保及び運搬に係る調整を図るため、北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 組織

- (1) 協議会は、北海道及び1都18県の担当課長職及び室蘭市の担当部長職をもって組織する。
- (2) 協議会に、会長1名、副会長1名、各地域ごとに幹事1名を置き、会員の互選により選出する。但し、会長、副会長は、幹事を兼務しないものとする。
- (3) 協議会に幹事会を置き、会長、副会長及び幹事で構成する。
- (4) 環境省及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、協議会及び幹事会のオブザーバーとする。

3 協議調整事項

- (1) PCB廃棄物処理事業の安全対策に関する事項
- (2) PCB廃棄物の収集運搬に関する事項
- (3) 北海道及び1都18県のPCB廃棄物処理計画に関する事項
- (4) その他PCB廃棄物の処理事業に関する事項

4 運営

- (1) 協議会及び幹事会は会長が主宰する。
- (2) 協議会の運営に必要な経費は、会員が負担するが、その負担額は、協議会において協議し定める。

5 事務局

協議会の事務局は、会長道県が担当する。

6 その他

協議会は、原則、室蘭市において開催する。

附則 この要綱は、平成16年7月2日から施行する。
この要綱は、平成27年1月21日から施行する。
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会設置要綱の2関係

平成28年4月1日現在

会 長	北海道
副 会 長	室蘭市
幹 事	青森県(北東北)、宮城県(南東北)、茨城県(北関東)、 長野県(甲信越)、富山県(北陸)、東京都(南関東)
オブザーバー	環境省、中間貯蔵・環境安全事業株式会社